

## 五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第2条 この協議会は、五泉市、阿賀野市、阿賀町及び五泉地域衛生施設組合（以下「構成市町」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 この協議会は、五泉市、阿賀野市、阿賀町から排出される一般廃棄物を共同で安全かつ効率的に処理を行うことに関して必要な実施方策について協議することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ごみ処理等を共同事業で行うための調査、研究及び先進技術に関する調査、研究。
- (2) ごみ処理施設建設計画の策定及びその調査に関する事業。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(機関の設置)

第5条 前条の目的を達成するための機関として、五泉市、阿賀野市、阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会理事者会議（以下「理事者会議」という。）を置く。

(理事者会議)

第6条 理事者会議は次の職にある者をもって組織する。

- (1) 五泉市長
- (2) 阿賀野市長
- (3) 阿賀町長

2 理事者会議には、会長1名、副会長2名を置く。

3 会長、副会長は互選により選出する。

(監事)

第7条 監事には、五泉地域衛生施設組合の監査委員をもって充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会並びに理事者会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは副会長のうちからあらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(会議)

第10条 理事者会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事業の決定機関)

第11条 事業の決定は理事者会議が行う。

2 事業の執行は、会長が行うものとする。ただし、協議会の予算及び決算、事業計画並びに協議会の目的達成に必要な重要事項と認められる事業の執行にあたっては、構成市町の長の総意をもって行うものとする。

(幹事会)

第12条 理事者会議の補佐及び調整を行う組織として、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長の指示を受け、理事者会議に提案する事項について協議し、又は調整する。

3 幹事会は、別表第1の職にある幹事をもって組織する。

4 幹事会には、幹事長1名、副幹事長1名を置く。

5 幹事長、副幹事長は、幹事の互選により選出する。

6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第13条 幹事会の補佐及び調整を行う組織として、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会は、幹事長の指示を受け、幹事会の会議に提案する事項について協議し、又は調整する。

3 専門部会は、別表第2の職にある部会員をもって組織する。

4 専門部会に、部会長1人を置く。

5 部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会員がその職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合をもって各構成市町が負担する。この場合において、第2号の人口割に係る経費については、最近の国勢調査人口をもって算定するものとする。

(1) 均等割 100分の20

(2) 人口割 100分の80

2 前項の経費の納付の時期は、構成市町の長が協議して定めるものとする。この場合においては、構成市町の長は、あらかじめ協議会に、同項の経費の見積りに関する書類を求めることができる。

(予算決算)

第 15 条 協議会の予算は、理事者会議の議決を経て定め、決算は、監事の監査を経て翌年度の理事者会議に諮り、認定を得なければならない。

(会計)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 17 条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、五泉地域衛生施設組合に置き、協議会の庶務及び会計を処理する。

3 事務局の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(規約の変更)

第 18 条 協議会の規約は、理事者会議の議決を経なければ変更することができない。ただし、別表第 1 (第 12 条関係)、別表第 2 (第 13 条関係) の所属部署名の変更についてはこの限りでない。

(雑則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 12 条関係)

幹事会	(1) 五泉市環境保全課長 (2) 阿賀野市市民生活課長 (3) 阿賀町町民生活課長 (4) 五泉地域衛生施設組合事務局長
-----	--

別表第 2 (第 13 条関係)

専門部会	(1) 五泉市環境保全課担当 (2) 阿賀野市市民生活課担当 (3) 阿賀町町民生活課担当 (4) 五泉地域衛生施設組合担当
------	---